議案第３号

安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（平成17年安曇野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「旅費」の次に「及び費用弁償の種目」を加え、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第４条から第８条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第４条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道及びこれらに類するものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　急行料金

（３）　寝台料金

（４）　座席指定料金

（５）　特別車両料金

（６）　前各号に掲げる費用に付随する費用

（船賃）

第５条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　寝台料金

（３）　座席指定料金

（４）　特別船室料金

（５）　前各号に掲げる費用に付随する費用

（航空賃）

第６条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に

掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　座席指定料金

（３）　前２号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第７条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とした実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

（１）　市長等　別表に定める額

（２）　その他の特別職　安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）別表第１に定める額

（包括宿泊費）

第８条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とした実費額とする。

第10条を第11条とし、第９条を第10条とし、第８条の次に次の１条を加える。

（その他の交通費及び宿泊手当）

第９条　その他の交通費及び宿泊手当は、安曇野市職員の旅費に関する条例の例による。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
北海道	18,000円
青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円
福島県	11,000円

茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円
千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円

和歌山県	15,000円
鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に任命権者又はその委任を受けた者が旅行命令又は旅行依頼を発する旅行について適用し、施行日前に任命権者

又はその委任を受けた者が旅行命令又は旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者又はその委任を受けた者が旅行命令又は旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に任命権者又はその委任を受けた者が当該旅行命令又は旅行依頼の変更をする旅行については、この条例による改正後の安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第４号

安曇野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により既に発した旅行命令等を変更する」を「既に発した旅行命令等の変更（取消しを含む。第23条第２項において同じ。）をする」に改め、「場合には、」の次に「自ら又は」を加え、「又は自らこれを変更する」を「その変更をする」に改める。

第４条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第１項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第２項から第９項までを削る。

第５条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第１項中「種類」を「種目」に、「移転料、着後手当、扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費、家族移転費」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「第20条」を「第18条」に改め、同項を同条第２項とする。

第６条ただし書中「によって」を「により」に改める。

第７条を削る。

第８条中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者（旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この条において「旅行業者等」という。）であって、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。第23条第３項において同じ。）を締結したものをいう。以下同じ。）」を加え、同条を第７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（鉄道賃）

第８条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　急行料金

（３）　寝台料金

（４）　座席指定料金
（５）　特別車両料金
（６）　前各号に掲げる費用に付随する費用
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
第９条から第14条までを次のように改める。
（船賃）
第９条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
（１）　運賃
（２）　寝台料金
（３）　座席指定料金
（４）　特別船室料金
（５）　前各号に掲げる費用に付随する費用
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
（航空賃）
第10条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
（１）　運賃
（２）　座席指定料金
（３）　前２号に掲げる費用に付随する費用
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
（その他の交通費）
第11条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程１キロメートルにつき37円とする。
２　前項ただし書の場合においては、全路程を通算して計算し、通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第12条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊先の区分に応じた別表第１に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とした実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第８条から第11条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とした実費額とする。

（宿泊手当）

第14条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、１夜当たり2,400円とする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第15条及び第16条を削る。

第17条の見出しを「（転居費）」に改め、同条中「移転料の」を「転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その」に改め、同条第１号中「扶養親族を」を「家族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にし、かつ、赴任を命ぜられた日において同居しているものに限る。以下同じ。）を職員の新居住地に」に改め、同条第２号中「扶養親族を」を「家族を職員の新居住地に」に改め、同条を第15条とする。

第18条の見出しを「（着後滞在費）」に改め、同条第１項中「着後手当の額は、別表第１の日当定額の５日分」を「着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、2,200円（長野県内の赴任の場合は、０円）に５を乗じて得た額」に改め、同項本文中「宿泊料定額」を「宿泊費基準額」に改め、同項ただし書中「日当定額の３日分及び宿泊料定額」を「2,200円（長野県内の赴任の場合は、０円）に３を乗じて得た額及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊費基準額」に改め、同条を第16条とする。

第19条の見出しを「（家族移転費）」に改め、同条中「扶養親族移転料」を「家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額」に改め、同条第１号中「扶養親族を」を「家族を」に、「赴任を命ぜられた日における扶養親族」を「家族」に改め、同号ア中「その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の２に相当する額」を「次に掲げる額の合計額」に改め、同号アに次のように加える。

（ア）　その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の全額

（イ）　その移転の際における職員相当の宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の３分の２に相当する額

（ウ）　2,200円（長野県内の赴任の場合は、０円）に３分の２を乗じて得た額（１

円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。）

第19条第１号ウ中「その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の１に相当する額」を「次に掲げる額の合計額」に改め、同号ウただし書中「とき」を「場合」に改め、同号ウに次のように加える。

（ア）　その移転の際における職員相当の宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の３分の１に相当する額

（イ）　2,200円（長野県内の赴任の場合は、０円）に３分の１を乗じて得た額（１円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。）

第19条第２号中「日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」を「宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費」に改め、同条を第17条とする。

第20条中「支給方法は」を「支給方法は、」に改め、同条ただし書中「第４条第１項に掲げる」を「第４条に規定する」に改め、同条を第18条とする。

第21条第１項第１号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同項第２号を次のように改める。

（２）　宿泊費の実費額及び宿泊手当

第21条を第19条とし、第22条を第20条とし、第23条を第21条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第22条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第11条第１項ただし書に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第８条第１項各号、第９条第１項各号、第10条第１項各号及び第11条第１項本文に規定する各費用について、当該各条及び第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第12条及び第13条並びに第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第24条を削る。

第25条第１項中「第13条から第15条まで」を「第８条から第10条まで、第12条又は第13条」に、「別表に規定する」を「第４条から第８条までの規定による」に改め、同項各号中「とき。」を「場合」に改め、同条第２項中「により旅行を取り消され、又は旅行命令等を取り消された」を「を受けた」に、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第２条又は前項に規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、同条又は同項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第25条を第23条とする。

第26条第１項を次のように改める。

任命権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第26条を第24条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の返納）

第25条　市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第27条を第26条とする。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第12条関係）

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円

群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円

島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

別表第２中「第17条関係」を「第15条関係」に改め、同表中「移転料」を「転居費」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の安曇野市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第３条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の安曇野市職員の旅費に関する条例（以下「旧条

例」という。）第３条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第３条第１項に規定する旅行命令権者が同条第３項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

３　新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（安曇野市証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正）

４　安曇野市証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（平成17年安曇野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第４条中「航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料」を「船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改める。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第５号

安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号ウ中「（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）」を削り、同条第６号中「による」を「に基づく」に改める。

第６条中「（精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係る療養の給付等を除く。以下同じ。）」を削り、同条第３号中「除く。」の次に「以下」を加え、「被保険者等」を「規定に基づく被保険者、組合員及び被扶養者」に改め、同条第４号中「被保険者等」を「規定に基づく被保険者」に、「第43条若しくは」を「第43条第１項又は」に改める。

第７条中「医療保険各法に規定する」を削り、「及び」を「又は」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第６条の規定は、令和８年４月１日以後に行われた療養の給付又は療養費の支給に係る福祉医療費給付金について適用し、同日前に行われた療養の給付又は療養費の支給に係る福祉医療費給付金については、なお従前の例による。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第６号

安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険条例（平成17年安曇野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

目次中「第８条の２」を「第８条」に改める。

第６条第２項中「含む。」の次に「次条第２項において同じ。」を加える。

第８条の２を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第７号

旧安曇野市・松本市山林組合に関する基金条例

（設置）

第１条　旧安曇野市・松本市山林組合が所有していた山林その他の市有林を保全する事業の財源に充てるため、旧安曇野市・松本市山林組合に関する基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　市長は、第１条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第８号

安曇野市明科産業会館使用料徴収条例を廃止する条例

安曇野市明科産業会館使用料徴収条例（平成17年安曇野市条例第177号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第９号

安曇野市営住宅条例の一部を改正する条例

安曇野市営住宅条例（平成17年安曇野市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第４条の６第１項中「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第６条第７号中「している者」を「している入居者若しくは同居者」に改め、「この号」の次に「及び次号」を加え、「の同居者」を削り、「既存入居者若しくは同居者」を「既存入居者」に改め、同条第８号中「市営住宅の入居者が」を「既存入居者が、入居している住戸を」に改める。

第７条第２項中「第23条第１項第１号イ」を「第23条第１号イ」に改め、同項第１号中「する障害者」の次に「がある場合」を加える。

第８条第２項中「前条第１項第３号ただし書」を「同項第３号ただし書」に改める。

第12条第１項第１号中「２人」の次に「を立て、入居決定者及び連帯保証人」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認める者は、市長が別に定める書類を提出した場合に限り、連帯保証人の数を減じることができる。

第12条第２項中「入居決定者」の次に「から申出があった場合において、当該入居決定者」を加える。

第24条第２項中「は、自ら又は同居者」を「又は同居者は、自ら」に改める。

第25条の見出し中「迷惑行為」の次に「等」を加え、同条に次の１項を加える。

２　入居者及び同居者は、市営住宅の円滑な運営を妨げてはならない。

第34条第３項中「第１項を」を「同条第１項を」に改める。

第37条中「第20条第２項」の次に「の規定」を加える。

第43条第１項第４号中「よらないで、」の次に「引き続き」を加え、同条第３項中「年５パーセントの割合」を「法定利率」に改め、同条第４項中「規定」を「いずれか」に改め、同条第５項中「市営住宅が」を削る。

第44条第２項第３号中「第12条第１項第１号の」の次に「規定により連帯保証人を立てる場合は、当該」を加え、同条第６項中「第25条から第27条まで」を「第26条及び第27条」に、「及び前条」を「並びに前条」に改める。

第45条第１項中「同省令」を「同令」に改める。

第48条中「入居者」」の次に「、「入居者又は同居者」及び「入居者及び同居者」」を加える。

別表アルプス団地の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第10号

安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第３条中「認定こども園の」の次に「年間の」を加え、「年280日」を「240日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、土曜保育を実施する認定こども園は、280日以上とする。

第４条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第４条第２号中「午後４時30分」を「午後６時30分」に改める。

第５条第２項中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第１号の小学校就学前子ども」を「小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第６条第１項の小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）であって、支援法第19条第１号」に改める。

第６条第１号中「法第６条」を「第６条」に改め、同条第３号中「第59条第１項第１号」を「第59条第１号」に改め、同条に次の１号を加える。

（５）　児童福祉法第６条の３第23項の乳児等通園支援事業

第７条に次の３項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった小学校就学前子どもに該当する子どものうち、教育委員会が特に保育の必要があると認めるものは、前条第４号の事業に限り、認定こども園を利用することができる。

３　前２項の規定にかかわらず、満３歳未満の子ども（児童福祉法第６条の３第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。）は、前条第５号の事業に限り、認定こども園を利用することができる。

４　前条第２号及び第３号の事業に係る利用資格は、別に定める。

第８条第１項第２号中「第４条に規定する」を「第４条第１項の規定により、」に、「200時間」を「275時間」に、「あっては」を「あっては、」に改め、同条第４項中「前３項」を「前各項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　前３項の規定にかかわらず、教育委員会は、事業の実施において必要なときは、前３項に規定する時間以外の時間において、教育及び保育を実施することができる。

第９条第２項中「同法」を「支援法」に改める。

第10条の次に次の１条を加える。

（申込みの特例）

第10条の２　第９条の規定にかかわらず、第６条第２号から第５号までに掲げる事業に係る申込みについては、別に定める。

第12条第１項第１号に次のただし書を加える。

ただし、第６条第１号に規定する事業の利用児童又は保護者に限る。

第16条の次に次の１条を加える。

（利用者負担金）

第16条の２　第６条第２号から第５号までに掲げる事業の利用児童の保護者は、別に定める日までに利用者負担金を納付しなければならない。

２　利用者負担金は、別に定める額とする。

３　市長は、利用者負担金を決定したとき、又は変更が生じたときは、保護者に通知するものとする。

第17条第２項中「及び給食費」を「、給食費及び利用者負担金」に、「又は給食費」を「、給食費又は利用者負担金」に改める。

第18条中「又は給食費」を「、給食費又は利用者負担金（第６条第５号の事業に係る利用者負担金を除く。）」に改める。

第19条中「教育委員会が」を「別に」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第11号

安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年安曇野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「一般的条件」を「一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第６号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第７号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第３項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項又は第29条第１項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹

議案第12号

安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和７年安曇野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項及び第４項中「当該特定乳児等通園支援事業者」を「その提供する特定乳児等通園支援」に改める。

第４条第１項中「次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、」を削り、同項各号を削り、同条第２項中「を利用」を「が提供する特定乳児等通園支援を利用」に改める。

第７条中「当該特定乳児等通園支援事業者」を「その提供する特定乳児等通園支援」に改める。

第10条中「の利用状況」を「が提供する特定乳児等通園支援の利用状況」に、「提供の」を「利用の」に改める。

第11条中「特定教育・保育（法第27条第１項に規定する特定教育・保育をいう。）及び」を「法第27条第１項に規定する特定教育・保育及び法第29条第１項に規定する」に改め、「（法第29条第１項に規定する特定地域型保育をいう。）」を削る。

第13条第３項第５号中「特定乳児等通園支援事業者」を「特定乳児等通園支援」に改める。

第23条中「特定乳児等通園支援事業者の」を「特定乳児等通園支援事業所の」に改める。

第24条中「特定乳児等通園支援事業者」を「特定乳児等通園支援事業所」に改める。

第27条中「、特定乳児等通園支援事業者」を「、その提供する特定乳児等通園支援」に改める。

第34条第６項中「書面等を交付」を「書面等を交付し、」に、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」を「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月18日　提出

安曇野市長　　中山　栄樹